

# I. はじめに

## 1. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

### (1) 改定の背景と目的

平成4年(1992年)6月に都市計画法が一部改正され、「市町村の都市計画に関する基本的な方針の策定(都市計画マスタープランの策定)」が創設されて以来、有田市では平成15年(2003年)3月に有田市都市計画マスタープランを策定し、有田市の地域特性を生かした市街地整備や地域環境の形成など、総合的かつ計画的なまちづくりを行ってきた。

平成27年(2015年)には、集約拠点ネットワーク型のまちづくりを基本理念とする都市計画区域マスタープラン(有田圏域)が策定され、有田市では、都市計画マスタープランの高度化版として位置づけられる有田市立地適正化計画を平成29年(2017年)に策定し、子育て世代が暮らしやすい環境の整備や、充実した都市機能を備えた魅力ある中心市街地の再生によるコンパクトで便利なまちの形成を行ってきた。

近年では、より一層進行する少子高齢化と人口減少及びそれに伴い懸念される空き地や空き家の増加、集中豪雨や南海トラフ巨大地震などの災害や、耐用年数を迎える社会インフラへの懸念、地球環境問題など、まちづくりに係る情勢は大きく変化している。

こうした社会情勢の変化に対応し、上位、関連計画との整合を図り、新しい時代に目指すべき都市の将来像の確立とまちづくりの方針を示すために、都市計画マスタープランの改定を行う。

### (2) 計画目標年次と対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画の総合的な指針であることから、長期的な視点に立ち、令和5年(2023年)を基準年とし、概ね20年後の令和25年(2043年)を目標年次として設定する。

対象区域は、有田都市計画区域を原則とするが、防災や産業、景観などのまちづくりと係りの強い山林などの一体的な都市計画やまちづくりを進めるため、都市計画区域外を含む市全体を対象とする。

## I. はじめに

### 2. 都市計画マスタープランの役割と位置づけ

#### (1) 役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、次の 5 つの役割がある。

##### 1. 実現すべき具体的な都市の将来像を明確にする

自然・歴史・生活文化・産業などの地域特性を踏まえ、市民の意見を反映させながら、市全域及び地域ごとに、将来の都市のあるべき姿やまちづくり方針などを検討し、目指すべき都市像を具体的に示すものである。

##### 2. 都市計画事業の推進において、地域住民の理解を得るための根拠とする

市全体及び地域ごとに目指すべき将来像を示すことにより、各種の都市計画事業や、土地、建物の規制誘導などに対する市民の理解を深め、協力や参加を促すものである。

##### 3. 各種の都市計画事業における相互の調整を図る根拠となる

目指すべき将来像に基づいて、まちづくりを総合的な視点で捉え、土地利用の規制誘導、都市施設の整備など都市計画事業相互の整合性を図り、計画的に推進するための調整を図る根拠となる。

##### 4. 今後の都市計画の決定、変更の指針となる

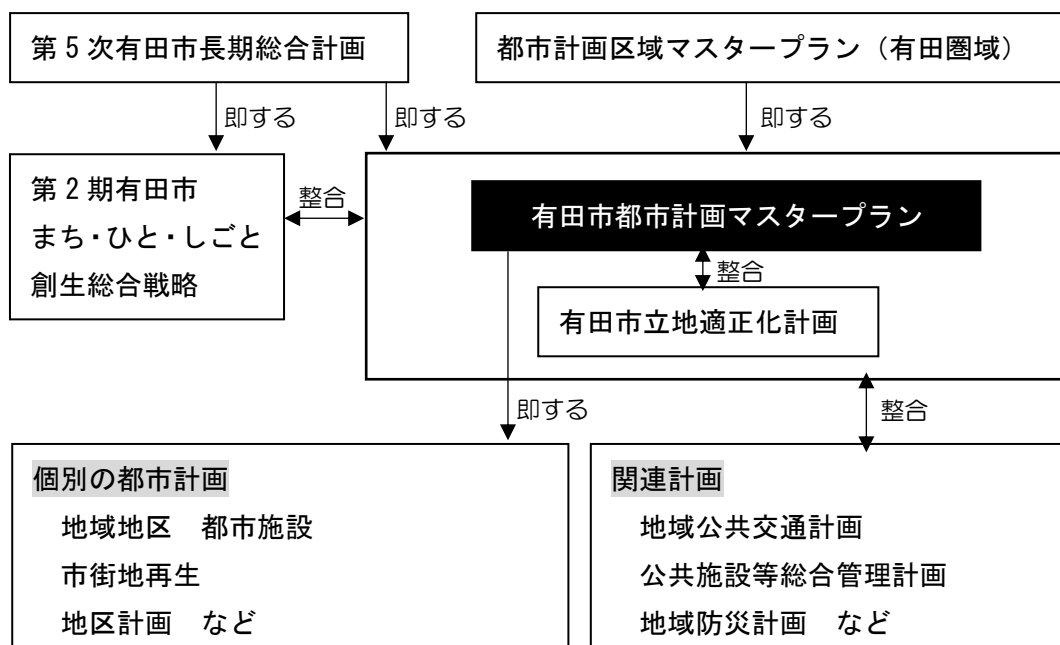
都市計画マスタープラン自体に拘束力を伴うものではないが、拘束力を有する個別の都市計画の根拠となるものであり、個別の都市計画を決定、変更する場合、都市計画マスタープランの目指すべき将来像は個別の都市計画のあるべき方向を示す指針となる。

##### 5. 都市計画の決定、変更及び新規事業を行う際、関係機関との調整を行う指針となる

個別の都市計画決定、変更を行う場合、関係機関との調整、協議や市民への説明をスムーズにし、都市計画事業を行う場合には、庁内及び国や県などの関係部局との調整の指針となる。

(2) 位置づけ

都市計画マスタープランは、「第5次有田市長期総合計画」や「都市計画区域マスタープラン（有田圏域）」に即して策定する計画である。また、都市計画マスタープランの高度化版である「有田市立地適正化計画」との整合を図る。



※有田市立地適正化計画は、有田市都市計画マスタープランの一部とみなされる。

# I. はじめに

## 3. 都市計画マスタープランの構成

